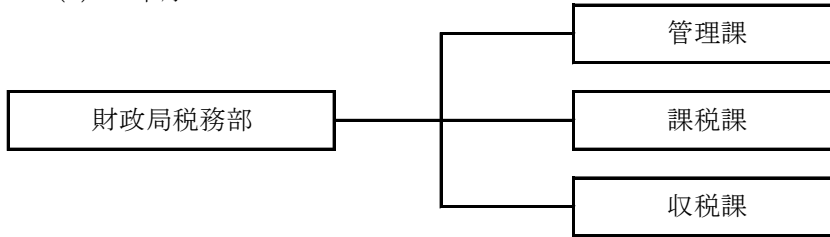


IX 税 務

1. 大阪市の税務機構（令和4年6月1日）

(1) 本庁



- 1 税務事務の連絡調整に関すること
- 2 特命による税務部及び市税事務所の文書、人事、予算、決算及び物品並びに税務部及び市税事務所業務の進行管理及び事務改善に関すること
- 3 税務事務の監査に関すること
- 4 市税に係る審査請求に関すること
- 5 固定資産評価審査委員会に関すること
- 6 市税（個人の府民税を含む。）の賦課事務の調査及び企画に関すること
- 7 固定資産の評価の企画及び固定資産評価員に関すること
- 8 国有資産等所在市町村交付金に関すること
- 9 特命による固定資産の評価に関すること
- 10 徴収金等（徴収金及びこれに係る過料をいう。以下同じ。）の収納事務及び滞納整理事務の調査及び企画に関すること
- 11 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること
- 12 市債権回収対策に係る総括及び指導に関すること
- 13 特命による徴収金等の徴収、督促及び滞納処分に関すること
- 14 特命による災害援護資金貸付金、国民健康保険料、介護保険料、児童福祉施設等徴収金、保育所保育料、児童扶養手当返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、区画整理換地清算金及び下水道使用料の徴収金等の徴収に関すること
- 15 その他税務に関すること

(2) 市税事務所

